

藤原經光と『民経記』

藤川功和

【キーワード】日記・漢詩・和歌・続古今

はじめに

『民経記』は、鎌倉時代中期の公卿、藤原經光（一二二二～一二七四）によって記された家記である。自筆原本四十二巻は、国立歴史民族博物館に蔵されている。原本の大部分は、嘉禄二年（一二二六・経光十五歳）から、天福元年（一二三三・経光二十二歳）までものであるが、寛元四年（一二四六）・正元元年（一二五九）・文永四年（一二六七）分が、ある程度まとまって残っている。これら原本の内、安貞元年記・寛喜三年記・天福元年記・文永四年記には、具注歴を利用した歴記と、白紙や文書等の反故に記した日次記が断続的に併存しており、暦記と日次記とでは、記すべき事柄がある程度区別していたことが、尾上陽介氏によつて指摘されている。⁽¹⁾

また、自筆原本以外にも、経光の子孫による抄出本や、断簡・逸文等が存し、それらを含めた活字本が、『大日本古記録』として昭和50年より刊行され、平成16年9月現在第九巻（建長四年～一二五

二）十月摂関補任次第別本～文永四年（一二六七）七月～九月日次記）まで目にすることができます。

経光は、弁官を歴任し、実務官人として活躍した。『民経記』には、朝儀典礼や公事に関する詳細が多く記されており、従来より重要な歴史史料として扱われてきた。

一方で、日記中には、経光自作の詩歌や、漢詩文を踏まえた表現、さらには、詩歌会や勅撰集撰集の詳細等、文学に関連する記事も豊富で、勅撰歌人でもあつた経光の文人としての側面を垣間見る為の絶好の資料である。本稿では、現在九巻まで刊行されている『大日本古記録』を通覧し、『民経記』から伺える経光と文学との関わりの有り様について、その一端を記述してみたい。

—『民経記』の始発—嘉禄二年記—

現存する『民経記』の記事の初見は、嘉禄二年四月記であり、『民経記』の起筆がこの年であることは、既に尾上氏によつて指摘され

て⁽²⁾いる。この年、経光十五歳。従五位下、治部權少輔で、七月七日に昇殿をゆるされており、『民經記』に当日の記事がみえる。

今回の旅を記念するかのように、自作の詩が以下の如く書き留められている。

(資料1) 嘉禄二年七月七日条

七日、天晴、法勝寺御八講御参、予昇殿所望事、法勝寺御祇候之間、左宰相中将盛兼卿送一行被告之、(中略) 今日云七夕云庚申、旁良辰美景也、(後略)

法勝寺八講に参つていて経光の許に、藤原盛兼から経光が昇殿をゆるされた旨の報が届いた。経光は、折しもこの日が七夕であり、なおかつ庚申の日であることに思い至り、「今日云七夕云庚申、旁良辰美景也」と慶びを記している。

昇殿に先立つ、六月二十一日に、経光は父頼資(嘉禄二年時点で、

従三位権中納言、四十五歳)と共に、氏社である春日社に詣でてい
る。参詣の途次には、「今春参当社、春涙霧袖之時事等毎事思出等
事也」(六月二十一日条)と、過日の参詣を思い出し、二十三日「早
旦」には、「御奉幣宮廻」り、社を後にしている。興福寺への途次
の件には、「御笠山雲隔、木津川已至、毎事諸人皆以惜者也、春日
野はるゝとわくる、あきのたのもをぐる月も、をほかた心なくて
のみ日月をすこすかも」と、仮名も交えての情景描写がみえる。
経光達は、興福寺、東大寺に参つた後、その日の内に帰宅してい
る。二十三日の記事の末尾には、「予於舟中即事詩可書入也」と、

夏日於舟中即事 治部權少輔経光

舟中景氣宴遊好、(舟中の景氣宴遊を好む)

江上鐘搖夕日傾、(江上の鐘搖夕日傾く)

柳岸煙光蕭索道、(柳岸の煙光蕭索たる道)

蘆洲風響渺茫声、(蘆洲の風響渺茫たる声)

蒼波一夜雲千里、(蒼波一夜雲千里)

白霧數行月五更、(白霧數行月五更)

簇ゝ青山當眼所、(簇々たる青山眼に当たる所)

玄流酌酒動心情、(玄流の酌酒心情を動かす)

眼前的風景を、韻や対句に留意しつつ無難に描出した作品である
う。また、傍線部は、「蒼波路遠雲千里 白霧山深鳥一声」(『和漢
朗詠集』巻下・行旅・六四六・橘直幹)と、詩句の続き具合で似通
いが看取され、一般教養たる詩歌撰学習の痕跡と理解してよいのか
かもしれない。

嘉禄二年記には、特に経光自作の詩歌が多くみえ、例えば、同じ
年の九月に、父頼資と聖徳太子ゆかりの四天王寺に参つた折にも、
「舟中寂寞之間、有當座勒詩」(九月十五日条)と、途次の舟中当
座詩会における以下の如き漢詩がみえる。

秋日言志^勤

治部權少輔經光

ち葉（住吉の岸の小松の絶え間から、時雨が降り落ちて、その時雨と交じり乱れて、今朝の紅葉葉よ）

水辺秋色尋臻所、（水辺の秋色臻所を尋ね）
寂ゝ道場礼世尊、（寂々たる道場世尊を礼す）

江上羈遊唯歴旦、（江上の羈遊唯旦を歴し）
舟中高会正覃昏、（舟中の高会正に昏に覃す）

蒼波路遠獨飛鷺、（蒼波路遠く独り飛ぶ鷺）
白霧渓^深空叫猿、（白霧渓深く空しく叫ぶ猿）

蘆荻蕭条花漸冷、（蘆荻蕭条として花漸く冷め）
梧桐灑落露方繁、（梧桐灑落し露方に繁し）

故山月色隨孤棹、（故山の月色孤棹に隨い）
隣寺鐘声送遠村、（隣寺の鐘声遠村に送る）

雲海沈ゝ靈地靜、（雲海沈ゝとして靈地靜かなり）
社壇我可仰神恩、（社壇に我神恩を仰ぐべし）

月かけはきしうつ波にさよふけて人こそみえねあまのつり舟
(月の光が、住吉の岸辺をうつ波を照らす中、夜は更けていき、
沖の方に目を向けると、乗っている人の姿は見えないが、舟
の在処はそれと望まれる、海士の釣り船よ)

舟中明月

十七日には、舍利講の後、四天王寺から、当時歌神としての信仰も集めていた住吉社に参り、社壇において詩歌を奉じている。ここでは、その内の和歌を二首あげておこう。

この他、嘉禄二年記では、天候の記述の内、降雨について、「廿五日、自今曉深雨^{打窓}」（四月二十五日条）、「十八日、大雨打窓」（五月十八日条）、「一日、雨下声打窓」（七月一日条）、「廿五日、天陰、時^ト秋雨打窓」（八月二十五日条）、「及晚頭秋雨時^ト打窓」（九月二日条）、「七日、天陰、時^ト秋雨打竹窓」（九月七日条）といつた表現が目につく。これらは、『和漢朗詠集』に「秋夜長 夜長無眠天不明 耿耿残灯背壁影 蕭蕭暗雨打窓声」（卷上・秋夜・二三三）とみえる、『白氏文集』を源泉とする表現であろう。

右の詩句は、『和漢朗詠集』収載といふこともあり、「秋の夜のしづかにくらきまどの雨打ちなげかれてひましらむらん」（式子内親王集）・「四五」、「(秋夜に)くらきよのまどうつあめにおどろけばのきばのまつに秋かぜぞふく」（秋篠月清集）・式子史生秋篠月清集上・秋部・一二二九）、「(雨中述懷)かたるべき人だにもがなくすみよしのきしのこまつのたえまより時雨にまよふけさのもみ

暮秋陪 住吉社壇同詠和歌二首

治部權少輔從五位下藤原朝臣經光

紅葉交松

らき雨の窓うつこゑにさむるよの夢』（拾玉集）・第四・短冊・四

四四一）等の如く、詠作の際よく利用された。⁽⁴⁾

また、『民経記』以外の公家日記においても、しばしば用いられており、例えば、経光より五十歳年長の藤原定家の家記『明月記』

には、特に彼の晩年の記事に「終夜暗雨打窓」（安貞元年七月二十日条）、「暗雨打窓」（寛喜二年七月十七日条）、「終夜聞暗雨打窓之声」（寛喜二年九月十三日条）、「夜雨打窓」（寛喜二年十二月十二日条）、「夜雨打窓」（寛喜三年九月八日条）、「雨終日不止、夜猶打窓」（天福元年八月二十六日条）、「終夜雨打窓」（嘉禎元年六月二十日条）の如く散見する。定家の場合、老齢から来る身体的不安を吐露する際に「暗雨打窓」と記述している例がみえ、この場合、

「暗」に自身の暗澹たる心境を含んでいいと思しい。⁽⁵⁾ 定家の使用例と比べると、『民経記』の場合、特に自身の心情と密接な結びつきを持った使用は認めがたく、先に経光自作の漢詩において確認したように、『和漢朗詠集』等で詩歌に関する基礎を学んでいた彼が、日記において学習した表現を試みに記述していたものと思われる。⁽⁶⁾

『民経記』の始発である嘉禄二年記は、記主経光が十五歳で七月に昇殿をゆるされたばかりでもあり、公事に関する記述量はそれほど多くなく、むしろいま確認した如く、詩歌学習の成果を記事のそかしこに示したり、父頼資との旅行の途次を風景描写や自身の詩歌も交えて記述する等、「明月無片雲、庭梅盛開、芬芳四散、家中無人、一身徘徊、夜深帰寝所、灯髪鬚」（『明月記』治承四年二月

十四日条）の如き、歌人定家の日記の初期にもみてとれる、文学的感興に基づいた記事を多く確認することができる。ある。

一 安貞元年以降の経光と『民経記』

前節で、嘉禄二年記においては、経光自作の詩歌が多く記されていたり、「子時鶏人暁唱、定明王眠驚者歟、寒月傾西、青嵐対北、河竹吳竹響滿耳遮眼者歟、」（嘉禄二年十二月十六日条）の如く、「鶏人暁唱 声驚明王之眠、鳬鐘夜鳴 響徹暗天之聴」（『和漢朗詠集』卷下・禁中・五二四・都良香）と、詩歌撰收載詩句を踏まえた表現が散見することを確認した。

そのような記事は、以後もままみえる。例えば、「二日（中略）雨下、不出仕、庭叢帶露之色、先秋見秋色、先所断愁腸也、排破窓閑望之外、無他事者也、」（寛喜三年六月二日条・暦記）と、季節の推移に感じ入る心境を吐露したり、石清水放生会からの帰途「亥刻許於美津浜令乗船給」と、船中から見た風景描写を、「抑今夜十五夜良辰美景也、更闌夜静、月明風冷、終夜棹篇舟、蘆荻繞川繁、楊柳臨岸生、白霧隔千里、蒼満波濶万里、寒衣擣雪之心、■■村笛吹月之思、每事動心腸之者也、」（安貞元年八月十五日条・暦記）と、対句を多用して漢詩調に記述したり、「廿三日、天陰、秋雨蕭々打窓、中納言殿令參賀茂給、予・秀才同參、社壇秋望蕭条者也、」（安貞元年八月二十三日条・暦記・裏書）と、嘉禄二年記同様の表現がみえるなど、始発記の雰囲気を湛える記述を目にする。

さて、『民経記』には、経光主催のものも含めて詩歌会に関する記事が多くみえる。ここでは、安貞元年（嘉禄三年）以降で目についた記事を幾つか摘出しておこう。【】内に会の内容・経光の役割を、（）に年月日を示す。

- 「連句、〈陽唐〉、予執筆」【連句等、経光執筆等】（安貞元年四月二十九日条・曆記）
- 「今日予聊■結構詩哥会、題云、〈詩〉月色迎秋久、〈明字、哥〉庭上松」【詩歌会、経光主催】（安貞元年七月三日条・曆記）
- 「予結構詩哥会、詩題、〈七夕代牛女言志、勒〉和哥、〈河辺待夕〉」【七夕詩歌会、経光主催】（安貞元年七月七日条・曆記・裏書）
- 「九日、天晴、今日良辰美景也、仍予結構詩哥会、詩題云、〈菊綻仙家裏、芳字〉和哥、〈菊每秋友〉予書和譯序」【重陽詩歌会、経光主催】（安貞元年九月九日条・曆記・裏書）
- 「十三日、朝間小雨下、及黄昏天明風冷、及三更月明夜静者也、予聊結構小会、詩、〈九月十三夜対月言志、勒、仍昇澄灯冰明〉、和譯、〈月前擣衣・山路月・海路月・闕路月〉予・秀才・宗繼等書和哥序、終夜月前宴遊、既而明月傾西、思朝風霽月、客不能罷宴遊者歟」【詩歌会、経光主催】（安貞元年九月十三日条・曆記・裏書）
- 「今日聊結構和哥会所披構也、盃酌數巡、連哥有其興之者也、」（和歌・連歌、経光主催）（寛喜三年二月二十五日条・曆記）
- 「天晴、不出仕、所休息也、此間連日奔波為勞也、終日稽古、綴詩一篇所傷思也、依無指事不足記」【漢詩、経光稽古】（寛喜三年三月十五日条・曆記）
- 「天晴、不出仕、入夜結構和哥会事、非無其興、連哥百韻、終夜獻酬、浮世之歎遊不如之、如何」【和歌・連歌、経光主催】（寛喜三年五月十八日条・曆記）
- 「入夜、予聊結構和哥会、所守庚申也、連哥・盃酌非無其興者也、題云、〈雨後夏月、野徑螢、池辺蓮〉半更寵宴之趣、愁腸欲斷者歟、為之如何」【和歌・連歌、経光主催】（寛喜三年六月五日条・曆記）
- 「今日依良辰、詩哥如形案連、所書置也、所勞之間、旁雖難治、難拋之間、愁綴瓦句、予養愚意者也」【詩歌、七夕によせて作す】（寛喜三年七月七日条）
- 「今夜中納言殿令結構作文給、（中略）詩題、〈擣衣宜月下、声字〉和哥題、〈月下擣衣、月夜聞鶯、月催懷旧〉文章博士資高朝臣・大學頭經範朝臣・前民部大輔宗氏^子・下野前司宣実・壹岐前司業教・宮内少輔信光・右衛門大夫兼資等参入、先講詩、業教為講師、資高朝臣為読師、次講和哥、宗氏為読師、宣実為講師、有其興者也、有連句、〈尤候韻〉及百韻、樽酒數巡、非無興者也、天曙之後、人ゝ分散」【頼資亭詩歌会、経光出詠】（寛喜三年八月十七日条）

藤原経光と『民経記』(藤川)

- 「藏人佐範頼・予、藏人兼綱・康長、非藏人家清等於南殿相共雜談、始連哥、非無其興者也、」【連歌、同僚と興する】(貞永元年五月二十二日条)
- 「入夜著布衣参九条前内府、於三位中将御方密可被延詩筵之故也、相府出給、〈小直衣〉、羽林〈布衣〉同出給、予依召候長押上座、次諸大夫立切灯台、置文台敷円座、次自下薦置詩、予自座前進寄置詩、依仰留候円座傍、可勤読師之故也、」(後略)【藤原基家亭詩会、経光読師】(経光卿記抄・寛元元年七月二十八日条)
- 「密以輿參九条前内府槐門、可被展宴席之故也、先之相府・羽林各出賓筵給、予參候、次置文台敷円座、〈兼供掌灯〉、次依仰人、置詩、予又同之、予奉仕読師、(後略)【藤原基家亭詩会、経光読師】(経光卿記抄・寛元元年九月十三日条)
- 「晴、曉更雷雨、今夕聊結構和哥会、仁和僧都來臨、右金吾自元在之、半更明月清明、」【和歌会、経光主催】(寛元四年七月十七日条・曆記)
- 「今夜密、為賞翫十三夜之佳期、披講三首和歌、仁和僧都・右金吾來臨、依無詩伯不綴一篇、頗遺恨、申刻以後猶雲掩、而更闌之後漸屬霽、夜半以後秋月清明、良辰之佳名不空之故歟、珍重、背燭對月構連哥、晚鐘之後歌仙分散、」【観月和歌会・経光主催】(寛元四年九月十三日条・曆記・裏書)

経光は、これら公私に渡る諸会を通じて、詩歌の修練を積んだも

のと思われる。別表には、『新編国歌大觀』を用いて、詠歌年次が特定できる作品を中心に、経光の詠作を示した。⁽⁷⁾勅撰集に、大嘗会への出詠歌が入集している他、定家が晩年に判者を勤めた「石清水若宮歌合」への出詠も確認できる(勝一、負一、持一)。

また、「廿三日、天晴、時雨灑草庵、落葉深竹窓、秋庭唯不掃者也、今日中納言殿⁽⁸⁾予奉請文選一巻、李善表、(後略)」(安貞元年九月二十三日条・曆記・裏書)と、父頼資より『文選』を学んでいる。さらに、(資料2)からは、経光が、天福元年頃『白氏文集』抄出を試みていたことが知られる。

(資料2) 天福元年五月十三日条・曆記

十三日 (中略) 自去年文集抄出、于今未事行之間、終日伺見之、
○風骨之故也、(後略)

(資料3) 寛喜三年八月十一日条

十一日、(中略) 於中門廊謁少將実清朝臣、于時月明風冷、前池波色誠知秋之妻也、世上事雜談、彼実清朝臣殊稽古之志深云々、文談之間、大略及終夜、和語事、源氏・狹衣已下事相語、自他有其興、不飽者也、(後略)

他に、(資料3) の如く、藤原実清と『源氏物語』や『狹衣物語』などについて談じたり、藤原基家亭に参り『万葉集』の披見を請う

など（寛元四年七月四日条）、漢詩や和歌を中心に、文学全般に興味を持っていたと思しい。

一方、尾上氏が指摘される如く、寛喜三年記から貞永元年記には、「入夜、聊有艶色之思、所断心腸也、及五更、別涙掩袖」（寛喜三年五月二日条・暦記）、「与女房大夫局数刻雜談、日来雖參不及心事、數刻祇候之間、已披愁眉者也」（寛喜三年八月二十二日条）等と、複数の女性との交際を伺わせる記事が散見する。「十四日、（中略）入夜聊聞艶言之妙、臨曉天、愁腸先欲斷者也」（寛喜三年四月十四日条・暦記）と、寛喜三年記において、暦記にみえる女性との交際記事が同日の日次記には全く見えない点から、尾上氏は、「（寛喜三年記は・稿者注）私的な記事は暦記に、公的な記事は日次記に、意識的に書き分けている」と指摘される。⁽⁹⁾

また、天福元年記では、二月七日条以降の暦記裏書の多くが、或る女性との交際に関する記事であり、この点について尾上氏は、「暦記裏書以外で、経光がこのこと（女性のこと・稿者注）について書いた箇所は」「（資料4・資料5だけであるが、・稿者注）そこに『記而有何益哉』『毎事不能欲記、可秘々々』と書く一方で、暦記裏書には詳しく経過を綴っており、経光はこの女性との熱烈な恋愛について、日次記や暦記表面には意識的に書かないようにしていることがうかがえる」と指摘される。⁽¹⁰⁾

（資料4）天福元年四月十八日条

十八日、（中略）月出之後帰宅、待予歸之人、懇懃閑談、記而有^有何益哉、

（資料5）天福元年五月二十五日条・暦記

廿五日、（中略）

天晴、（中略）此間有寄宿人、每事不能欲記、可秘々々、
「廿五日下、
〔^{裏書}〕

今日同留居、」

天福元年記の暦記裏書では、（資料6）（資料7）傍線の如く、『白氏文集』長恨歌「七月七日長生殿、夜半無人私語時」「芙蓉如面柳如眉」にみえる表現をちりばめつつ自身の恋情を吐露しており、このような点は、（資料2）に確認したように、この頃『白氏文集』を抄出していたことが影響していよう。

（資料6）天福元年二月二十八日条・暦記・裏書

（前略）深更有閑談事、美人入來、終日芳談、燕寢徒然無術之所、忽披愁眉、弥契万年之事者也、臨曉夢驚欲帰、涙落不休、彼七月七日長生殿之芳契、雖異域事、同又相似者歟、然而、松蘿之契已不淺、弥動心了、

(資料7) 天福元年五月十二日条・暦記

十二日（中略）入夜、聊有宴遊事、結構和哥会、宴飲之外無他
當、浮世之思出也、樂天又嗜酒者歟、

「十二日下、

今日閑談、此兩三日寄宿、芳契相積、自愛不少、○芙蓉、
悵底之昔契、懇懃之至、唯同然歟、天曙之程、漸歸了、此
間真美尽芳言了、為悅不少者也、

ところで、尾上氏が取り上げられた、日次記や、暦記の表面に自身の恋愛について記述する例、(資料4)「有待予帰之人、懇懃閑談」、(資料5)「此間有寄宿人」は、一見すると具体的に何を指しているのか分からぬ書きぶりとなつてゐる。こゝでは、そういう傾向が最も顕著にみられる例として(資料8)をあげる。

(資料8) 天福元年五月五日条・暦記

五日（中略）^①凌深雨赴長安城了、端午之佳節、艾人當戸、可賞
覗者乎、

「五日下、

終日遊覽、寢專席、尤有其謂也、葺菖蒲之蓬屋、雨又灑、
露頻滴排破窓、相共芳語、連枝比翼契、松蘿魚水交、自昔
至今匪直也事歟、夏夜短、日高漸起、公務無隙、志甚滋者
也、」

まず、暦記表面の傍線に注目してみよう。傍線①の内「長安城」は、「望長安城之遠樹 百千万茎齊青」(『和漢朗詠集』卷下・眺望・六二六・源順)の如く、京の都を喻えた言で、傍線②「端午之佳節、艾人当戸」は、端午の節句に艾(よもぎ)で作った人形を戸上や軒先に掛けて邪氣を払う中国南方の風俗を踏まえた表現である。^{〔1〕}表面の記事からは、経光が都某所に赴き端午の節供にちなんだ艾人を賞翫したということしか読み取れない。しかし、暦記裏書をみると、傍線③—雨が降り込むような「蓬屋」に赴き、「相共芳語」し、夏の短夜が明け、日が高くなつてからようやく起き出したといった、恋人との逢瀬の様子が、傍線④「長恨歌」でもとりわけ著名な一節「在天願作比翼鳥、在地願為連理枝」(既に定型化されたフレーズと言えようが)を交えて、具体的に描出されているのである。

尾上氏が、「具注暦が巻子本である以上、表面も裏面も人目に触れる程度の差はそれほどない気がするが」「やはり少しは秘密を守る目的があつたのではなかろうか」と指摘される如く、^{〔12〕}暦記表面では、恋愛に関する事柄は、書いてもぐく簡潔に、もしくは一見すると具体的な内容が全く理解できないように記し、裏面に具体的な逢瀬の様子を時には詩句も織り込みながら情感豊かに表現している。表面の漠然とした記述は、後年自分が日記を見返したときに、裏面に自分の若かりし頃の具体的な恋愛模様が存する目印として機能していたのかもしれない。

ともあれ、当時の男性官人の日記としては珍しいこれら一連の恋

愛記事からは、曆記の裏面等を利用して、人目を避けつつも、どうしても自身の恋愛に関する事項を、日記のどこかに書かずにはいられなかつた経光の心理が汲み取れるのであり、「人」と「日記を書く」という行為との関係を考える上でも、今後さらに注目すべきであろう。

三 文永二年の『民経記』

前節では、主に経光二十代の記事を中心にしてみた。最初に述べた如く、『民経記』の自筆原本は、二十代の記事が中心であるが、『大日本古記録』は、文暦年間から文永年間までについても、抄出や断簡或いは部類記を調査蒐集したものと含めて、年次に従つて活字化している。それらを通覧すると、一節や二節で確認したような、記事そのものに文学的表現がちりばめられている記事（或いは自作詩歌の記述）は徐々に影を潜め、朝儀・公事に関する記事が、詳細を極めるようになる。一方、主に第三者から得た情報として、いわば政治の裏側を伝える記事もしばしば書き留められている。一例を示そう。

(資料9) 『民経記』正元元年(一二五九)十一月二十四日条

廿四日、(中略)

^① 主上殊令味公務給、仍遜謙之儀有御愁氣歟云々、如四条亞相、於御前雪朝月夜可有御遊覽之次第ナムト雖語申、無御好

之氣、禁庭礼儀令陶染御之由云々、(後略)

「主上」は、この記事から二日後の二十六日に、恒仁親王（龜山天皇）に譲位する後深草天皇を指す。記事によれば、天皇においては、傍線①「殊令味公務給」と政務への意欲があり、「遜謙之儀有御愁氣歟云々」と、譲位に消極的であつたらしい。この時、『とはずがたり』の作者二条の叔父である正三位大納言藤原隆親が、傍線②の如く、譲位後は、「於御前雪朝月夜可有御遊覽之次第ナムト雖語申」と風流に生きられるようお勧めしたが、主上にあつてはなお不満であったという。

後深草天皇譲位に関する記事は、『百鍊抄』、『続史愚抄』等種々の文献に確認できるが、とりわけ『増鏡』では、(資料9)に確認した後深草天皇の帝位への未練の様を、特に傍線部において伝えていく。

(資料10) 『増鏡』第六・おりゐる雲

(本文は岩波「日本古典文学大系」)

そのとしの八月廿八日、春宮十一にて御元服し給。御いみな恒仁ときこゆ。世中「に」様々ほのめき聞ゆる事あれば、御門は飽かず心細う思されて、夜居の間の静かなる御物語のつみでに、内侍所の御拝の数をかずへられければ、五千七十四日なりけるをうけ給て、弁内侍。

藤原經光と『民經記』(藤川)

千代といへば五かさねて七十にあまる日かずを神はわすれ
じ

かくて、十一月廿六日におりゆさせ給夜、空の氣色さへあはれに、雨うちそゝぎて、物悲しく見えければ、伊勢の御が、「あひも思はぬもゝしきを」といひけんぶる事さへ、いまの心ちして、心細くおぼゆ。上も思しまうけ給へれど、剣璽の出でさせ給ほど、つねの御幸に御身を離れざりつるならひ、十三年の御名残、ひきわかるゝは、なをいとあはれに、忍びがたき御氣色を、悲しと見奉りて、弁内侍、

今はとておりゐる雲のしぐるれば心のうちぞかきくらしける

また、別表にみる如く、經光には後年まで詠作を確認できるが、日記にも和歌に関する風聞が後年まで看取される。例えば、文永二年記（經光五十四歳）には、四月二十八日の勅撰集『続古今和歌集』評定始めの記事や、同集の編纂過程に関する情報が多く見え、大変興味深い。⁽¹⁴⁾ それらの記事一つ一つの検討は、別稿を期するとして、本稿では、文永二年記の『続古今和歌集』撰集関係記事の中で、最も長文で、かつ多彩な話題を提供している次の記事を概観しておこう。

(資料11)『民經記』文永二年六月二十五日条

廿五、〈辛卯〉兼氏朝臣來談、勅撰間事也、四月廿八、初度評定時、換頭三首有沙汰、名目事勅定云、古今・後撰ゝ者或四人、或五人、今度又如此、然者可号統後撰歟、於以前建長勅撰者、改改統後撰号可為統千載歟、千載俊成卿獨撰之、建長撰又民部卿入道為彼孫獨撰、叶例之由被仰出、光俊朝臣入道、勅撰名替何事候哉、可然之由申出、而当殿下被申云、古今集乙丑歲被撰、新古今又然、今年相當彼支干、然者猶統古今号可宜歟、支干相應難被棄之由令申給、可然之由一同、然者可有真名序之由有沙汰、其作者又沙汰、下官・信盛卿・長成卿等、又新古今序者親経卿遺孫也、俊国如何之由被仰出、長成卿可宜之由有沙汰、是有所望之氣歟、有引級之人歟、菅氏長者可然云ゝ、閏四月八日還御冷泉殿之後、為新大納言顯朝卿奉行、召長成卿被仰下云ゝ、是新古今之被召仰之例也云ゝ、其後連々評定、上帖十卷被撰定、下帖一卷恋部一當時有沙汰云ゝ、去比於三条坊門殿有評定、水閣有便之故歟、及數刻之間、供ゝ御被勅一獻、人ゝ入興、有當座和哥、戸部禪門獻歌、〈水辺納涼、夏月〉忽被展宴筵披講連ゝ、此会可宜之由有定仰云ゝ、行家卿於御前每度讀上和哥評議云ゝ、禁裏御詠多被入云ゝ、今上御製撰入、於古今・新古今者不然歟、後撰・後拾遺例也、或今上御製、或只御製書之云ゝ、⁽¹⁵⁾ 又云、長成卿有連序代、内ゝ已奏覽、兩様二通草之云ゝ、有叡感之氣云ゝ、凡於古今・新古今二代者、和漢字序代其詞一字不

依違、然者被下假名序於真名序作者、被下真名序於假名序作者、

可貴

(※□文字囲いは、虫損・破損を示す)

九條内大臣、最先被承云、是新古今序後京極殿令承給之芳躅也、尤可貴、後京極殿令草此序給之時、父月輪殿令申給云、於芳削者雖何事草之、無其煩歟、於仮名者述子細条、以外之大事也、能可有御案之由被諷諫申、不經幾程、二十個日許歟、成草、令持參給、月輪殿有御覽、凡不及是非、珍重殊勝之由被申、又建仁革命為一上御奉行、此条術道也、頗不心得之重事也、宇治左相府宏才博覽之人、猶以不意得被申出僻案等、遂以通達後、已申僻事けりと被謝申、而於後京極殿者自最前通達、雖為子大略通神道歟之由、令褒美申給云、又云、我孰此道事、曩祖盛明親王者後撰作者也、其後代、隨分嗜之、於我者不顧不堪、余執已超代、亡父有長朝臣為故京極納言樺門弟、

①源兼氏は、経光の許に参り、四月二十八日に行われた勅撰集の「初度評定」について、その詳細を談じた。「換頭」（巻頭の意か）三首の沙汰について、勅撰集の名目について、以下の如く勅定があつた。即ち、今度の勅撰集は、『古今和歌集』や『後撰和歌集』と同様、撰者が複数であるので、「続後撰」ではどうか。については、建長三年（一二五二）十一月に奏上された『続後撰和歌集』は、名号を「続千載」と改めてはどうだろうか。というのも、文治三年（一一八七）奏覽、藤原俊成単独撰による勅撰集が『千載和歌集』であり、建長三年に奏上された勅撰集は、俊成の孫にあるある為家が同様に単独で撰じたものであるので、例として叶うものであるということであつた。

〔補足〕

所奔當也、建長撰集之時者、光成卿・家清入道、是等隨順、彼
卿も於今者安嘉門院ゝ中執務、頗似無隙、家清入道又早世、我
漸昇四品、傍人何不免哉、仍一向居住隨順、奔當之由令談、近
日此道殊繁昌歟、先人御詠一首、下官詠四首、息女齋宮内侍局、
去年群行時、十三夜於壹志駅贈答長奉送使納言詠等、戶部憚門
撰入云ゝ、可謂面目歟、又談云、去十四五両日、行幸仙洞之時、

於御前有連句、連哥等、主上御句秀逸濟ゝ、上皇有歡感、御比
巴・御笛大略令達給、詩哥又如此、珍重之由、令褒美申給云ゝ、

②この勅定について、関白藤原実経は、『古今和歌集』は乙丑の年

に撰じられ、『新古今和歌集』もまた、乙丑の年に撰じられた。

今年（文永二年）も乙丑の年にあたるので、この照合は捨てがたく、名号はやはり「続古今」とするのがよいであろうと意見を述べ、一同それに従つた。

③次に、真名序の沙汰に及び、作者の候補として、兼氏、藤原信盛、菅原長成らの名があがつた。また、『新古今和歌集』の真名序の作者が、藤原親経であつたことから、親経の孫にあたる俊国の名もあがつたが、結局、長成に決した。その後、『新古今和歌集』の例に従つて、大納言藤原顯朝の奉行によつて長成に仰せが下つたということだ。

〔補足〕

○長成—菅原為長男。文永二年時点で、非参議従二位、六十一歳。父の為長は、文章博士、土御門・順徳・後堀河・四条・後嵯峨五代の侍読となつた（寛元四年《一二四六》没）。また、長成も、文章博士、侍読となつている。

○親経—藤原俊経男。文章博士。後鳥羽・土御門二代の侍読。『新古今和歌集』真名序作者。承元四年（一二一〇）没。

④以後、断続的に評定があり、先頃は、三条坊門殿で評定があつた。評定は数刻に及び、「被勧一献」るるの後、興に入り、当座の和歌会が催された。まず、「民部卿入道」藤原為家が、「水辺納涼」

「夏月」題で和歌を披講し、その他の参加者の和歌も順次披講に及んだという。

⑤評定の具体的な様子として、藤原行家が和歌の評議を読み上げていること、亀山天皇の詠が多く撰入されていることなど。今上帝の「御製撰入」は、『古今和歌集』や『新古今和歌集』には例がなく、むしろ『後撰和歌集』『後拾遺和歌集』に叶つていると伝える。

〔補足〕

○行家—藤原知家男。文永二年時点で、非参議正三位、四十三歳。父や光俊に従つて反御子左派となる。『続後撰和歌集』以下の勅撰集に入集。

○今上—亀山天皇。後嵯峨天皇の第三皇子。母は、西園寺実氏の女姞子。後深草天皇の同母弟。建治二年（一二七六）には、藤原為氏に『続拾遺和歌集』撰進を命じる。『続古今和歌集』には、十一首入集。

⑥菅原長成は、真名序を既に内々に収覧に及んでおり、二案を示し、収感を戴いている。『古今和歌集』『新古今和歌集』において真名序・仮名序は相互に一字も違えないものであつた。そこで、仮名序は真名序の作者に、真名序は仮名序の作者に、互いに見せて作るものである。今度もそうであるはずだが、真っ先に仮名序を承つ

た九条内大臣藤原基家においては、仮名序が未だ奉じられていないということである。

〔補足〕

○基家—藤原良経男。文永二年時点で、前内大臣正二位、六十三歳。『続古今和歌集』の撰者の一人。反御子左派の一人でもある。『続後撰和歌集』以下の勅撰集に入集。

⑦基家に仮名序の命が下ったのは、『新古今和歌集』の後京極良経の先例に拠るものである。良経が仮名序を草する時には、父である兼実が、「於_レ仮名者述_レ子細条、以外之大事也」と前もって留意点を述べたが、良経は、二十日程で兼実に草案を示し、その見事さで父を喰らせたということである。

⑧話は、兼氏自身の事に及ぶ。兼氏の祖先盛明親王は、『後撰和歌集』の作者となり、以後代々和歌を嗜んできた。自身においては、殊更に精進した。亡父有長は、故藤原定家の門弟であり、自分は、定家の息為家の門弟である。この度の撰集作業においても一身に為家に付き従つてゐる。『続後撰和歌集』撰集の折には、光成・家清らも為家に従つていたが、光成は、安嘉門院の院中の執務となり、歌どころではなくなつた。また、家清はすでにこの世になく、自分の他に為家に付き従う者はいないと、その決意を述べている。

〔補足〕

○盛明親王—醍醐天皇の皇子。『後撰和歌集』以下の勅撰集に六首入集。

〔系図〕『尊卑分脈』に拠る。傍線を付した人物は、勅撰歌人。

盛明親王—則忠—道成—兼長—清長—俊兼—季兼—季広—長俊—有長—兼氏

○光成—藤原光俊男。寛元元年（一二四三）「河合社歌合」、弘長三年（一二六三）「住吉社歌合」等に出詠。『秋風和歌集』、『万代和歌集』等の作者。勅撰集には、『続後撰和歌集』以下に入集。

○家清—源家長男。寛喜四年（一二三二）「石清水若宮歌合」等に出詠し、『雲葉和歌集』、『夫木和歌抄』にも詠がみえる。『続後撰和歌集』以下の勅撰集に入集。

⑨経光家の撰入状況に話は及び、経光の父頼資の歌は一首、経光の歌は四首、さらに、頼資の息女斎宮内侍局が、去年九月九日の體子内親王御禊群行に随つた折に、藤原長雅の詠んだ歌が、撰入されているということだ。

〔補足〕

○頼資—経光の父。嘉祐二年（一二三六）没。従二位權中納言。

現在『続古今和歌集』には、頼資歌はみえない。『新勅撰和歌集』に三首（四八七・四八八・五二七）、『玉葉和歌集』に一首

(一一〇〇) 確認できる。貞応元年(一一二二)「大嘗会和歌」等に出詠。『万代和歌集』、『秋風和歌集』等の作者。

○経光四首—経光は、勅撰集に五首入集。現在『続後撰和歌集』、『続古今和歌集』には、一首づつ確認できる(別表参照)。

○愷子内親王—後嵯峨天皇皇后。母は藤原俊盛女。弘長二年(一

二六二)十二月斎宮にト定される。文永元年九月に御禊群行し、文永九年二月後嵯峨院の崩御に伴い退下。

○斎宮内侍局—『尊卑分脈』には頼資に「女子」がみえ、「皇后宮内侍^{斎宮ノ}」「続古今作者」等の注記がある。なお、⑨で触れた藤原長雅詠は、以下の如くである。

『続古今和歌集』卷第九・離別歌・八四一

おなじ群行の長奉送使にてまかりぐだりて、かへりまうし
のあかつき、女房の中へつかはし侍りける 権中納言長雅

なれきてもわかるるみちのたびごろもつゆよりほかにそでやぬ
れなん

⑩去る六月十四・十五両日に催された連句・連歌会の模様について。

以上の如く、撰集に関する様々な話題が記されており、また、これら豊富な話題を経光に提供した兼氏の存在も改めて注目されよう。文永二年記には、この他にも『続古今和歌集』撰集の詳細や、「中書」に関する記述、反御子左派として関東の宗尊親王と通じて

いた光俊の動向や、さらには竟宴に関する話題等、勅撰集撰集を巡る多彩な情報が記されており、『続古今和歌集』成立に関する諸問題を考える上で、資するところが大きい。⁽¹⁵⁾

おわりに

以上、極めて粗雑ではあるが、『大日本古記録』を活用し、『民経記』中にみえる文学に関連する記事を中心に検討を加えた。十五歳という記主が若い頃からの記事が自筆原本で残っている点は、『民経記』の魅力の一つであるし、記主が詩歌に通じていた点でも興味深く、藤原定家の『明月記』との全体を通しての比較も、それぞれの家との関連も含めて一つの検討課題となるのではないだろうか。今後も『民経記』に注目していきたい。

*1 『民経記』本文は、岩波書店『大日本古記録』に拠ったが、

以下の点について私に改めた。

①踊り字は、「ゝ」に統一した。

②抹消文字は、文字左傍に「ヒ」を付した。

③「」は、割り注を、。は、補入符号をそれぞれ示す。

④■は、判読不能の塗抹文字を示す。
⑤『大日本古記録』が字の左傍に「・」を付して重ね書きを示している箇所は省略した。

⑥『大日本古記録』が解説保留として原本の字体を作字して掲出

している箇所については、字体や前後の文脈から判断した試案を反映させた。

※2 和歌及び『和漢朗詠集』の引用は、『新編国歌大観』に拠つた。その他の引用文献については、適宜底本を示した。

※3 引用文中の字体は、現行の活字体に改め、適宜傍線等を私に付した。

〔注〕

(1) 尾上陽介氏「『民経記』と歴記・日次記」(『日記に中世を読む』平成10年・吉川弘文館所収)、『中世の日記の世界』(平成15年・山川出版社) 参照。

(2) 尾上氏は、前引(1)論文で「(嘉禄二年記の・稿者注) 端裏書に経光自ら『第一』と認めていた点」等から、「嘉禄二年が『民経記』起筆の年である」とは間違いない」と指摘される。

(3) 尾上氏前引(1)著書で、「日記は経光が昇殿した嘉禄二(一二二六)年から始まっており、起筆と昇殿が関係することは『明月記』の場合と同じである」と指摘される。なお、『明月記』に関しては、五味文彦氏が「おそらく昇殿とともに定家は日記を付けるようになつたのであろう」と指摘される。『明月記の史料学』第二明月記の史料学(平成12年・青史出版) 参照。

(4) 新古今歌人の「暗雨打窓声」撮取については、以前「定家と「暗雨打窓声」一日記において和歌においてー」(『国文学攷』

第一六六号 平成12年6月)で検討を加えた。

(5) 藤川前引(4)論文参照。なお、『明月記』全体の『白氏文集』受容については、佐藤恒雄氏「藤原定家研究」(平成13年・風間書房)第五章定家の漢詩文受容に詳しい。

(6) 例えば、定家の白詩受容の実態について、佐藤氏は、「和漢比較文学会第十四回大会・シンポジウム『白氏文集と平安文学』発表報告 定家と白詩」(『和漢比較文学』17号・平成8年8月)で、「和漢・新撰両朗詠集が幅広く享受され、実際の朗詠が流行していた時代の風潮のなかで、まずは広く朗詠詩句を学習して歌作し、その中の大きな部分を占める白楽天の詩に関わってゆくことになったという図式で考えてよい」と指摘される。

(7) この他、『秋風和歌集』、『夫木和歌抄』、『別本和漢兼作集』等で彼の詩歌を確認できる。

(8) 実俊男。西園寺公經猶子となり、寛喜二年閏正月の除目では、北条泰時妻が実清を中将に推したという(『明月記』寛喜二年閏正月四日条)。

(9) 尾上氏前引(1)論文参照。

(10) 尾上氏前引(1)論文参照。

(11) 我が国においても『菅家文草』巻第四・二九三・端午日賦艾人「艾人形相自蒼生」、『本朝文粹』巻第八・夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳趣応數・大江匡衡「艾人後朝」等、端午の節句に因んで「艾人」を詩句として読み込む例がみえる。

(12) 尾上氏前引 (1) 論文参照。さらに尾上氏は、前引 (1) 著書において、「(天福元年・稿者注) 正月二十八日に念願の右少弁になり、これから父のあとを継いで自分で自分も文書行政に直接かかわるようになることを機に官人としての職責をより強く自覚し、私的な日記（暦記を指す・稿者注）においても公事と情事を峻別する気になつたのではなかろうか」と示唆される。

(13) 隆親は、この時五十八歳。それまで散位だつたが、譲位に伴い後深草院の院中執事となるべく、十一月二十五日に還任している（『民経記』正元元年十一月二十四日条、『公卿補任』正元元年条参照）。

(14) 例え、従来、『外記日記』が、（資料①）の如く伝えるのみであった撰集開始当日に關して、『民経記』はさらに詳細に（資料②）のように記述する。

(資料①) 『外記日記』文永二年四月二十八日条

廿八日 〔丁卯〕、亀山殿新御所御徙移也、今日於亀山殿有和歌撰集評定事、〈続古今〉、閔白、左大臣、前太政大臣、前左大臣以下參入之、（※本文は「続史籍集覽」に拠り、読点を私に付した。）

(15) 『続古今和歌集』の撰集過程や「中書」の内実等、撰集を巡る諸問題については、池尾和也氏「原・続古今集」の痕跡を求めて一真觀撰『八代和歌抄』についてー（下）」（『中京国文学』11号・平成4年3月）、小林強氏「続古今和歌集の成立に関する一疑義統考」（『研究と資料』20号・昭和63年12月）、佐藤恒雄氏「続古今集竟宴記をめぐつてー資季卿記・資平卿記の紹介と二三の問題ー」（『和歌文学研究』26号・昭和45年7月）、

(資料②) 『民経記』文永二年四月二十八日条
廿八、〔丁卯〕、伝聞、今日勅撰叢覽、哥仙等參入、評定始云、
閔白以下參仕云、撰者五人、九条前内府・衣笠故内府（子息

寛喜四年(1232)	一歳	経光	【別表 経光詠歌一覧】(増鏡)以外は『新編国歌大觀』に拠る)
『石清水若宮歌合』(判者 定家)・二三		経光	『石清水若宮歌合』(判者 定家)・二三
十二番 左持		法印耀清	十二番 左持
高せさす淀のわたりは道絶えてまだ夜深きに立つ霞かな		法印耀清	高せさす淀のわたりは道絶えてまだ夜深きに立つ霞かな
右			我が身よにたつせぞしらぬ飛鳥川霞は深き淵となれども
我が身よにたつせぞしらぬ飛鳥川霞は深き淵となれども			右、たつ瀬ぞしらぬ述懐、其ゆゑ侍らめど、ふかく心得わかれ
侍らねば、勝負又分明に申しわき難し			侍らねば、勝負又分明に申しわき難し
『石清水若宮歌合』・五七			『石清水若宮歌合』・五七
二十九番 左勝			二十九番 左勝
此里は桜ぞちかきみなせ山ほどはむかひの夕暮の空		経光	此里は桜ぞちかきみなせ山ほどはむかひの夕暮の空
右		耀清	右
越えやらぬ心ぞしるき夕ぐれのまがきの山の花の下かけ			越えやらぬ心ぞしるき夕ぐれのまがきの山の花の下かけ
右、心あるさまにをかしきは聞え侍るを、夕ぐれのまがきの山、			右、心あるさまにをかしきは聞え侍るを、夕ぐれのまがきの山、
本歌の心ならばまことの山にあらず侍らむ、以左為勝			本歌の心ならばまことの山にあらず侍らむ、以左為勝
『石清水若宮歌合』・九一			『石清水若宮歌合』・九一
四十六番 左			四十六番 左
やはた山猶神がきに祈りみんをしかるべくもあらぬ身なれども			やはた山猶神がきに祈りみんをしかるべくもあらぬ身なれども
幸清			幸清
をとこ山春のめぐみにもらすなよまつは久しき心なれども			をとこ山春のめぐみにもらすなよまつは久しき心なれども
なほ神垣に祈りみんとおきて、下の句の心少し不相応やはべら			なほ神垣に祈りみんとおきて、下の句の心少し不相応やはべら

「続古今和歌集中書本について」(『王朝文学資料と論考』平成4年・笠間書院)、安田徳子氏「『続古今和歌集』の撰集について」(『中世文学』27号・昭和57年10月)等の論文を中心にして、從来より活発な議論がなされてきた。

寛元四年(1246)	一歳	経光	仁治三年(1242)
主基方、風俗の歌、経光の中納言に召される。		『増鏡』第四・三神山には、以下のようにみえる。	『増鏡』第四・三神山には、以下のようにみえる。
末とをき千代の影こそひさしけれまだ二葉なる岩さきの松		さて仁治三年三月十八日過ぎて御即位、よろづあるべき限りでた	さて仁治三年三月十八日過ぎて御即位、よろづあるべき限りでた
当代かくめでたくおはしませば、通宗の宰相も左大臣従一位をくら		くて過ぎもて行。嘉禎三年よりは、岡の屋の大臣兼経、摂政にていませ	くて過ぎもて行。嘉禎三年よりは、岡の屋の大臣兼経、摂政にていませ
れ給。御女も后的位をくり申されし、いとめでたしや。		しば、そのまゝに、今の御代のはじめも閑白ときこえつれども、三	しば、そのまゝに、今の御代のはじめも閑白ときこえつれども、三
(本文は岩波『日本古典文学大系』)		月廿五日、左の大臣良実にわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿「の」御二	月廿五日、左の大臣良実にわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿「の」御二
『新後撰和歌集』卷第二十・賀歌・一六〇六		郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて世中ひしめきたつも、思ひ	郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて世中ひしめきたつも、思ひ
寛元四年悠紀風俗歌、三神山		よりし事かはとめでたし。大嘗会の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相	よりし事かはとめでたし。大嘗会の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相
民部卿経光		為長仕うまつられる。	為長仕うまつられる。
玉づばきかはらぬ色をわが世とてみかみの山ぞときはなるべき		いにしへに名をのみ聞いて求めけん三神の山はこれぞその山	いにしへに名をのみ聞いて求めけん三神の山はこれぞその山
空はれててらす月日のあきらけき君をぞあぶぐいやたかの山		主基方、風俗の歌、経光の中納言に召される。	主基方、風俗の歌、経光の中納言に召される。
右勝		『増鏡』第四・三神山には、以下のようにみえる。	『増鏡』第四・三神山には、以下のようにみえる。
つねみつ		さて仁治三年三月十八日過ぎて御即位、よろづあるべき限りでた	さて仁治三年三月十八日過ぎて御即位、よろづあるべき限りでた
やはた山猶神がきに祈りみんをしかるべくもあらぬ身なれども		くて過ぎもて行。嘉禎三年よりは、岡の屋の大臣兼経、摂政にていませ	くて過ぎもて行。嘉禎三年よりは、岡の屋の大臣兼経、摂政にていませ
なほ神垣に祈りみんとおきて、下の句の心少し不相応やはべら		しば、そのまゝに、今の御代のはじめも閑白ときこえつれども、三	しば、そのまゝに、今の御代のはじめも閑白ときこえつれども、三
をとこ山春のめぐみにもらすなよまつは久しき心なれども		月廿五日、左の大臣良実にわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿「の」御二	月廿五日、左の大臣良実にわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿「の」御二
なほ神垣に祈りみんとおきて、下の句の心少し不相応やはべら		郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて世中ひしめきたつも、思ひ	郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて世中ひしめきたつも、思ひ
をとこ山春のめぐみにもらすなよまつは久しき心なれども		よりし事かはとめでたし。大嘗会の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相	よりし事かはとめでたし。大嘗会の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相
なほ神垣に祈りみんとおきて、下の句の心少し不相応やはべら		為長仕うまつられる。	為長仕うまつられる。
前中納言経光		いにしへに名をのみ聞いて求めけん三神の山はこれぞその山	いにしへに名をのみ聞いて求めけん三神の山はこれぞその山

藤原經光と『民経記』(藤川)

建長 五年	(1253)	經光四十二歳	(1260) 元年 文応	経光四十九歳	
『二十八品並九品詩歌』・五 方便品 一 円 九 界 権 機 月 三 乘 十 如 実 相 花 『二十八品並九品詩歌』・三一 嵐深 三昧觀行處 雲霽一心精進時 湧出品 前中納言經光	前中納言經光	前中納言經光	『統古今和歌集』・卷第七・神祇歌・七四一 民部卿經光 ふかみどりいはとの山のさかきばをさしてぞいのる万代のため 『統拾遺和歌集』・卷第十・賀歌・七六一 文応元年大嘗会悠紀方御屏風歌、玉井 民部卿經光 すずしさにちとせをかねてむすぶかな玉井の水の松のしたかげ	淨界月澄中道理 妙台花綻一宵句 『統古今和歌集』・卷第七・神祇歌・七四一 民部卿經光 ふかみどりいはとの山のさかきばをさしてぞいのる万代のため 『統拾遺和歌集』・卷第十・賀歌・七六一 文応元年大嘗会悠紀方御屏風歌、玉井 民部卿經光 すずしさにちとせをかねてむすぶかな玉井の水の松のしたかげ	

The relationship between Tsunemitsu Fujiwara and his diary “Minnkeiki”

Yoshikazu FUJIKAWA

“Minnkeiki” is the diary written by Tsunemitsu Fujiwara in the 13th century.

Tsunemitsu Fujiwara was a court noble.

He learned various literature including 31-syllable Japanese poetry and Chinese poetry.

I consider news in his diary related to literature.

He wrote down his poem in the diary when he was young.

And he used to quote Chinese poetry in his diary.

And he wrote down the process of creation about collection of poem “shokukokin” in the diary
his later years.

He kept taking interest in literature and writing down news related to literature in his diary
throughout his life.